

容器包装リサイクル法に基づく特定事業者からの 受託による分別基準適合物の再商品化の実施

制度所管部局：廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 制度の概要

指定法人は、特定事業者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化をするものである。

2. 指定、登録等の基準

【容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律】

第21条第1項

主務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「再商品化業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、再商品化業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
公益財団法人日本 容器包装リサイク ル協会	平成 8 年 10 月 31 日	〒105-0001 東京都港区 虎ノ門 1-14-1 郵政 福祉琴平ビル 2 階 TEL:03-5532-8597	一般社団法人又は一般財団法人 であり、再商品化業務を適正か つ確実に行うことができると認 められたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
ガラスびん（無色） 4,200 円/トン	容器包装リサイクル法第 24 条第 1 項では、指定法人は、再商品化業務を行うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方法、委託料金の額、算出方法その他の主務省令で定める事項について再商品化業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならないと規定している。
ガラスびん（茶色） 5,600 円/トン	
ガラスびん（その他） 8,900 円/トン	
PET ボトル 3,600 円/トン	なお、再商品化業務規程には、「再商品化契約を締結する特定事業者から徴収する料金、および再商品化実施契約を締結する再商品化事業者に支払う又は当該再商品化事業者から徴収する料金

<p>紙製容器包装 13,000 円/ト</p>	<p>は、予め当協会が定めた単価に、委託量に乗じて求められる」とし、料金の単価は、「特定分別基準適合物ごとに、当該年度に当協会が引き取ることが見込まれる特定分別基準適合物を再商品化するために、当協会が支払うことになると見込まれる総額を、当該年度に当協会が再商品化委託の申込を受けることになると見込まれる総量で除して求められる。」と記載されている。</p>
------------------------------	---

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成24年3月31日現在）
特になし

7. 政策評価

<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/>